

江戸小伝馬町牢屋敷の世界-明治大学刑事博物館蔵『  
牢内深秘録』 『徳川幕府刑事図譜』に見る牢法-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2013-05-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊能, 秀明 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/14177">http://hdl.handle.net/10291/14177</a>

## 江戸小伝馬町牢屋敷の世界

——明治大学刑事博物館蔵『牢内深秘録』『徳川幕府刑事図譜』に見る牢法——

伊 能 秀 明

### はしがき

本稿では、元来、史料の乏しい小伝馬町牢屋敷における牢法の究明を試みた。その手法は、『牢内深秘録』が伝える文言「御役所の道筋」の解説から始まる。つぎに、牢獄内で繰り広げられた「新入りのしゃくり」など、今日の常識からは想像もできない、過酷な牢内の掟を読み解く。さらに、一〇〇年前に成立した『徳川幕府刑事図譜』から、牢獄図を抜粋し解説を付した。これらは、河竹黙阿弥作『四千両小判梅葉』に登場する、いわば牢屋の中の懲りない面々の原像とも言える。おわりに、冒頭の文句「御役所の道筋」の異伝を引いた。これは、吟味（審理）のために火付盗賊改役所まで連行されて行く、その経路すら、巧みに謳い文句に仕上げてしまふ罪囚らのしたたかな一面を表出した一文である。また史上もつとも著名な火付盗賊改、長谷川平蔵にも若干言及する。

## 一 御役所の道筋

——牢屋敷から火付盗賊改長井五右衛門役宅へ——

明治大学刑事博物館が所蔵する『牢内深秘録』に、次のような一節がある。

### 御役所の道筋

御牢内を出るやいなや、だんだん道を行平の、降りかかりたる村雨に、並木にあらぬ松風と、式人で悔やむ塩町と、荷ふて行や合惚れの色観音の御利生を、今川橋を待兼て、心の内の山々は、雪の化粧の富士額、鎌倉河岸を左りに見、沓番式番おさんどん、大きな原を通りぬけ、牛ヶ渕迄十八町、へぼな将棋じゃアありません、はて見ればの九段坂、岡目八目番町で、とつてもとつても御慈悲の有る、寿長井の御役所様と申しあげろ。

表題の「御役所」は火付盗賊改役所、「御牢内」は小伝馬町牢屋敷を指す。末行の「寿長井の御役所様」は、牢内の罪囚自身の延命長寿に絡めつつ、文政元年（一八一八）—二月から同八年（一八二五）—二月まで火付盗賊改に任じた長井五右衛門昌純の姓を懸けた文句である。したがって、これは小伝馬町牢屋敷から、火付盗賊改長井五右衛門の役宅へ至る道筋を唱えた文言である。

悪事が露見して火付盗賊改に捕縛された凶悪犯は、有宿者であればいったん小伝馬町牢屋敷の西大牢に、無宿者であれば西二間牢に収容した（「牢屋鋪略図」、拙著『法制史料研究一』三四二頁、巖南堂書店。以下、史料はとくに断らない限り拙著から引用する）。罪状について吟味（審理）を行うときは、収容先の牢屋敷から火付盗賊改の役宅ま

で、罪囚の小手を捕縄で縛り連行した。ちなみに江戸時代において、人身を束縛する捕縛の術は高度に発達した。たとえば早縄の術は、被疑者にかける縄をいい、首・両手首・足首に巻きからめて、自由を拘束する結縄法である。けっして結び目を作らない点において、有罪者の捕縛法と明らかな区別があった。いわゆる「縄目の恥」を嫌った当時の人権感覚の意外な一面を反映しており、興味深い。また身分・性別や刑罰の軽重で縛り方は微妙に異なり、神経や血行に障害を起こさず、かつ縄抜けできないように工夫された。捕縛の秘伝を図解した「制剛流捕縛術口伝」(『明治大学刑事博物館年報』第二三号三一頁)は、日本人の美的探究心と合理性を示す作品である。各流派は、縄抜け防止と権威保持のため秘密主義だったから、捕縛術の伝承者と捕縄の遺品はきわめて少ない。

冒頭に引用した一節は、吟味を受けるために、牢屋敷から火付盗賊改役所に仮設した白洲(今日の法廷にあたる)へ出頭する罪囚に対し、懸詞の連続する七五調で道順を教え諭した文言である。これによると罪囚は、牢屋敷を出てから大伝馬塩町、今川橋、鎌倉河岸、神田橋から一ツ橋の間の二番原、一番原、三番原、牛ヶ渕、九段坂を経て、番町にあった長井五右衛門屋敷へ至ったことが分かる。地名の比定については、まず牢屋敷は、中央区日本橋小伝馬町三・四・五番地、すなわち中央区立十思公園・十思小学校・大安楽寺・祖師堂・村雲鬼子母神堂の周辺にあった。その景観は、参考図一「旧幕時代伝馬町牢屋の全図」(臨時増刊『風俗画報』第二二〇号)、参考図二「牢屋敷平面図」(『古事類苑』法律部三)を参照されたい。大伝馬塩町は牢屋敷に隣接し、その名が示すとおり町内に塩問屋が多く存した。中央区日本橋本町四丁目内にあたる。今川橋は、中央通り(旧中山道・国道一七号線)に対し、中央区日本橋室町四丁目と千代田区鍛冶町一丁目の境界が交差する地点に架かっていた。橋名は、当地の名主今川善右衛門に由来するといふ。鎌倉河岸は、江戸城築城の往時、鎌倉から船で輸送した石材を陸揚げする河岸場だったことにちなむ。千代田区内神田一〜二丁目の南側で首都高速四号線の高架下にあたる。神田橋は、千代田区大手町一丁目北側の





神田橋ランプあたりで、橋名はかつてここに神田明神を祀ったことによる。外堀(日本橋川)に架かった神田橋の北側に勘定奉行の役宅があり、罪囚は橋と役宅の間の広小路を通行して一ツ橋方面に向かった。一ツ橋は、千代田区一ツ橋一丁目のパレスサイドビルの本東側にある。橋名は、徳川家康が江戸に入国した当時、太い丸木の一本橋を架けた故事によるという。元文五年(一七四〇)八代將軍徳川吉宗は、第四子宗尹に一ツ橋門内に邸地を与え、御三卿のひとつ一橋家を立てた。その北側に開けた二番原・一番原・三番原は、神田橋から一ツ橋を経て雉子橋に至る一帯である。二番原は二番火除地のことであり、千代田区神田錦町二〜三丁目の一部にあたる。錦城学園や正則学園以南である。一番原は一番火除地であり、神田錦町三丁目の南側にあたる。神田・麴町税務署以南である。三番原は三番火除地であり、一ツ橋二丁目の南側にあたる。如水会館や共立講堂、共立女子高校・大学が立地する。牛ヶ淵は、雉子橋の先にある清水門から田安門にかけての内濠をいう。由来は、牛が銭を積んだ荷車もろとも堀に転落したからとも、堀の形状が牛に似るからともいう。九段坂は、千代田区九段北二〜三丁目と九段南二〜三丁目の境界を走る靖国通りを、神保町方面の組橋まで下る坂である。坂名は、宝永六年(一七〇九)五代將軍徳川綱吉が没し、六代將軍に家宣が就任した頃、この坂に九段の長屋を立ててお花畑露路方を置いたことに由来する。九段坂の上は、麴町台地北部にあたり、月見の名所として名高かった。明治二年(一八六九)招魂社(のちの靖国神社)が創建され、同四年(一八七二)東京湾で操業する漁船の目印として、その鳥居脇に灯明台が設置され、今も残る。罪囚は、長く険しい九段坂を登りきって、ようやく番町にあった火付盗賊改長井五右衛門の役宅にたどり着いた。その屋敷地は、半蔵門の北西の方向にあたる番町、すなわち千代田区一番町八番地の西側で、一番町児童館の東側にあった。

さて小伝馬町牢屋敷には、大牢、二間牢、百姓牢と呼ぶ雑居房が設けられ、そこには大勢の罪囚が拘禁されていた。幕府は、罪囚を監視し統制するため、牢名主の制度を採用した。これは、各牢一房ごとに、罪囚の中から才幹が

ありかつ囑望のある者を官撰して、房内の取締り並びに病者、そのほか囚人の手当等に当らせた制度である。牢名主の下に、その指名に係る役付囚人（牢内役人ともいう）一名を置いた。すなわち添役、角役、二番役、三番役、四番役、五番役、本役、本役助、詰之番、同助番、五器口番である。ただし牢内役人の呼称は、次のとおり時代により差異があった。

一 牢内役人と云ふハ、名主、老番役、式番役、すみの隠居（是は、元入牢して、名主もいたし候者、又々入牢致し候節は、牢法も心得候もの故、すみの隠居となる也）、ツメの隠居（ツメトハ牢内にて雪隠の事を言、雪隠之道ニ居る也）、穴之隠居と言も有、次ニ三番役、四番役、五番役（此外に、頭かそへ役とて、夕方に頭来り、牢内の人数を改候時、牢内之科人老人老人に勘定し、私共何十何人と言也、又朝夕之食事モツソウノ入る時に、此めしを老人老人に分け遣す役も有るなり）、是迄を牢内之役人と言也、牢内名主ハ罪之輕重に依らずして、名主役申付候事也、夫より以下は、名主之心得にて役付候事也、

（『牢内秘録』、前掲拙著第六章「江戸の牢獄関係史料をめぐる一考察」）

牢名主の制度は、罪囚による一種の自治的制度であり、名主に適材を配し、その監督取締りに過誤がなければ、牢内の秩序を維持し、とくに罪囚の逃走自殺等の事故を防止する上に、最も有効な取締方法だった。しかし幕末期諸般の綱紀弛緩とともに、実に驚くべき弊風を醸成し、幕府も幾度かこの矯正を試みたが成らなかつたという（刑務協会編『日本近世行刑史稿』上巻二〇二頁、矯正協会）。

牢内には、不文律としてきわめて特異なしきたりが存在し、罪囚の起居動作や日常作法を拘束した。『牢内深秘録』

および『徳川幕府刑事図譜』は、このような牢獄内の掟やそのありさま、いわゆる牢法を如実に伝える稀有の文献である。

## 二 『牢内深秘録』における牢法

『牢内深秘録』は、小伝馬町牢屋敷の牢獄内の生ける法に関する基本文献である。彩色の挿図・目録および本文から成る。挿図は、次の七景である。平常容易に立ち入れない牢屋敷の景観を、牢屋敷表門から西大牢の中まで、その外観から深奥へと順番に描写し、しかもストーリー性を備えている点に価値が認められる。各項目のカッコ内の洋数字は、参考図一・二で比定した位置関係を示す。

- 図一 牢屋敷表門(1)
- 図二 張番所の横から見た埋門(2)
- 図三 当番所(3)
- 図四 西大牢の入口(4)
- 図五 西大牢の牢内役人(5)
- 図六 新入りのしゃくり
- 図七 座り昼の牢内役人と向こう通りの平囚人・雪隠

(『明治大学刑事博物館図録』正集一六〇〜三頁)

本文は、「新入のしゃくり」などの牢法八か条および牢内関係条目五〇項目から成る。ここに、その細目を掲げ

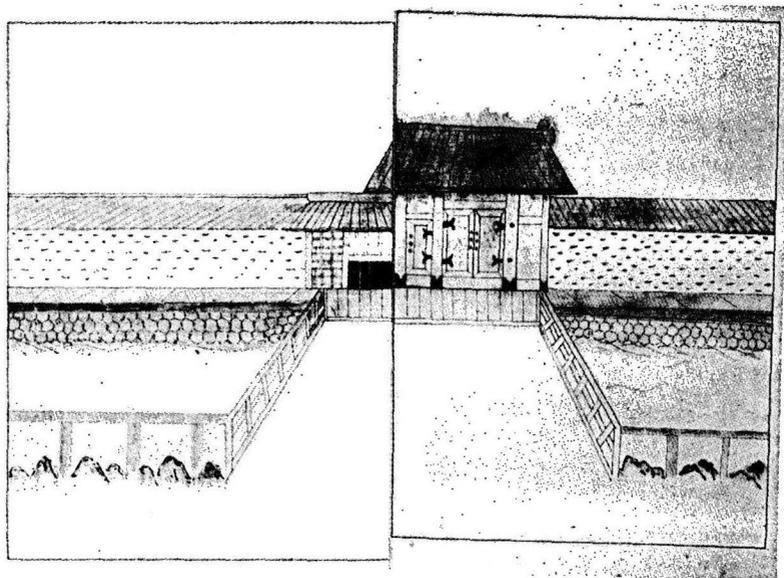


図 1 牢屋敷表門

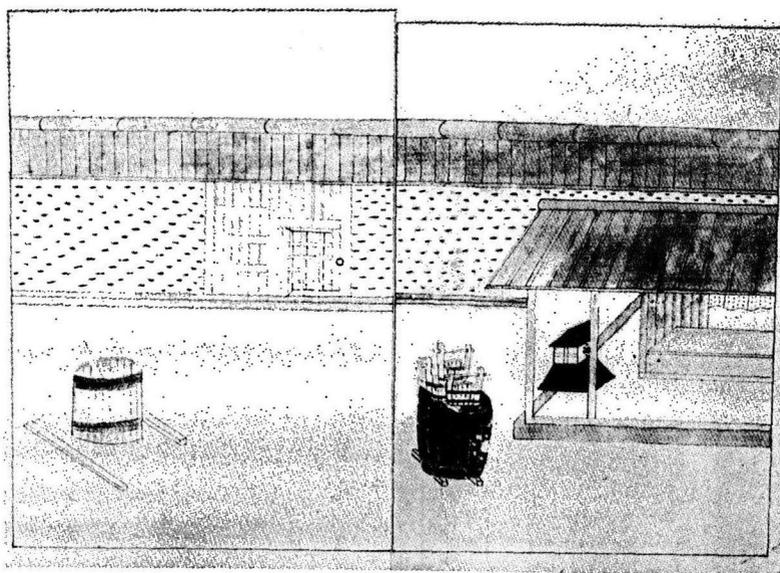


図 2 張番所の横から見た埋門

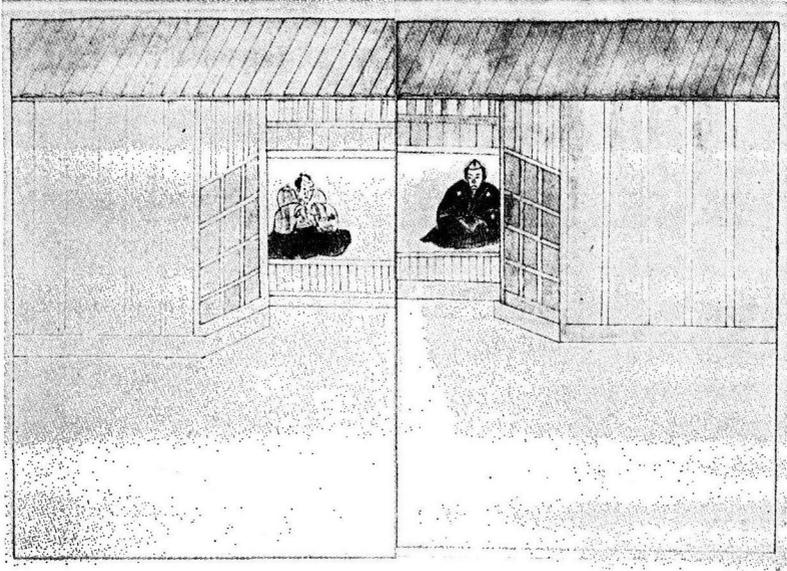


図 3 当 番 所

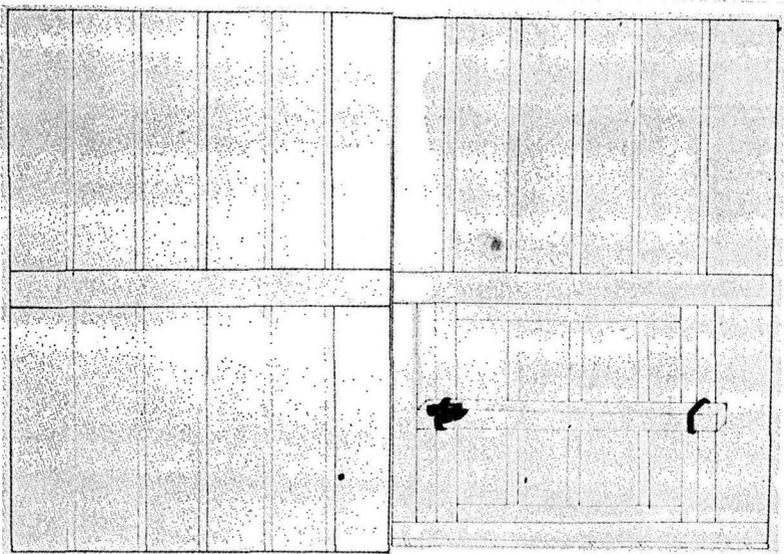


図 4 西大牢の入口



図 5 西大牢の牢内役人



図 6 新入のしゃくり



る。

## 本文の目次

- (一) 新入のしゃくり
  - (二) 詰のおしえ
  - (三) 帯・ふんどしのし付
  - (四) 新入、疊の端へ付事
  - (五) 二番役同者挨拶之事
  - (六) 食事のせつ
  - (七) 暁七時半より申事
  - (八) 御役所の道筋(文末に「巻之一終」の書込み。前半部の終わり)
  - (一) (以下は、牢内条目五〇項目。書体が変化。後半部の始まり)
- (中略)
- (一八) (第一八項目以下、再び書体が変わる)
- (中略)
- (五〇) (本文終わり)

奥書「于時、慶応三卯年晚秋初七写畢、長山祐信蔵」

つぎに若干の考察を加え、牢法の全文を掲げる。特に(三)帯・ふんどしのし付、(四)新入、疊の端へ付事の文言

は、注目に値する。なぜなら、その内容は、明治前期の歌舞伎狂言作者である河竹黙阿弥の佳作『四千両小判梅葉』(しせんりょうこぼんのうめのは)六幕目大切「伝馬町牢内の場」における野州無宿富蔵のせりふに酷似するからである。その一致点は、後述のとおり、約四割にのぼる。

(一) 新入のしゃくり

「新入のしゃくり」は、入牢した日の夜、牢内役人が新規入牢者に対し、娑婆で犯した罪状を尋ねる時の文言である。新しい入牢者はまず裸にされ、衣類・帯・手拭いなどを抱えて、大牢または二間牢の出入口(戸前口あるいは留め口)から入牢させられる。牢内役人は、かれらの衣類を取り上げ、新入りに頭から衣類をかぶらせ、裸のまま板の間にすえておく。夜になると、新入りに掛り役人の名前・入牢日・肩書・名前・年齢などを言わせる。そして牢内には、筆墨がないので、それらをよく記憶しておくよう命ずる。そのあと娑婆で犯した悪事を白状させる。

新入のしゃくり

「娑婆」  
 しゃばからこしやアがった大まご付め、はつつけ、そつ首を下ヶヤアがれ、御牢内ハ御頭、御角役様だぞエム、  
 沓番目にならびやアがった一二、一六びんぞるとり、大坊主野良め、うぬがような大まご付は、夜盗もしゑへめ  
 へ、火も付ヶゑエめへ、かつさぎのたいまつもいけろくろくにやふりへめへ、本多あたまに銀ぎせる、櫛や笄髪  
 差のちよっくら持をしやアがったか、大勢ひで申事、まだまだまたそんなこっちゃあるめへ、又は堂宮、金仏本尊  
 か、橋々の鉄物でもひっぱばづしやアがって、通り古鉄買へ、真鍮銭の下馬に小安くもおっぱらやアがって、式文  
 四文のよみがかるたかさつまいもの食にげか、夜鷹のあげにげでもしやアがって、両国橋をあっちへこっちへまご

付て、大家の初る〔苦〕いも源に付〔直〕出されて、こしやアが〔直〕つたろう、すくな杉の木、まが〔直〕つた松の木、いやな風にも〔直〕なひかんせと、御役所〔直〕て申通り、明白に申あける

(二) 詰のおしえ

この文句は、新入りに対する用便の際の戒めである。右の新規入牢の式が終わると、新入りは詰の本番に渡される。詰の本番は、新入りの髻をつかんで引き据え、大声で詰の教えを言って聞かせる。牢内の衛生を保つためであるが、特に夜間の用便は嚴重に監視された。夜間は、一時(約二時間)交替で、牢内役人一名、平囚人二名(詰番、輪番)が不寝番をする。雪隠に行く者は、不寝番の役人に用便したい旨を申し出る。役人は詰番にさしつかえがないか確認し、申し出た囚人に名乗らせて雪隠に行かせる。このとき詰番は上草履で床板を叩き鳴らして詰の場所へ誘導する。詰番から草履を受取って用便した者は、草履を擦り鳴らして詰番に返す。詰番は雪隠内を点検し、粗相があれば役人に届ける。翌朝、粗相した囚人は折檻される。夜中用便に立つのを厳しく改めるのは衛生上のためと、窮屈な姿勢で寝ている囚人が休憩する目的で雪隠に入るのを防ぐためと思われる。

詰のおしえ

是新入、し〔發聲〕やば〔問と言〕じゃ〔問〕な〔問〕んと〔問〕ゆ〔問〕ふ、かうかといふか、せん〔雪隠〕ちんといふか、よく〔問〕き〔發聲〕け、し〔發聲〕やば〔問〕じゃ〔問〕かうかとも〔問〕せ〔問〕つちんともいほ〔問〕ふが、御牢内ぢや名が替り、詰の神様といふ、詰には本番、本介番とて、式人役人かありて、日に三度夜に三度、塩磨にする所だ、穴〔側方〕のそ〔探〕っぽう〔探〕さぐくって、豎八寸横四寸、前にう〔打〕つたが金かくし、廻りにう〔打〕たがまつ〔探〕こ〔探〕ふ〔探〕ぶ〔探〕ち、其〔探〕まつ〔探〕こ〔探〕ふ〔探〕ぶ〔探〕ちへく〔探〕そでも小便〔探〕てもしかけやアがりや、我〔探〕がし〔探〕や〔探〕ば〔探〕から〔探〕きてきた〔探〕杓〔探〕杖〔探〕わん

「抱」ほうで、ふかにやアならねへ、夫も尿でも小便でもたれたりア、権兵衛なら権兵衛、八兵衛なら八兵衛と、うぬがせいめいな<sup>〔姓名名乗〕</sup>のりてこしやアがれ、夫も式人役の受答のねへうちに、古道具やの神酒徳利か、六尺棒を呑だ人足を見たやうに、によっきり立をして居ると、御牢内格式の畳仕置申付るぞ

(三) 帯・ふんどしのし付

前述のとおり、新たに入牢させられる者は裸にされ、衣類・帯などは抱えたまま牢に入る。牢内役人はその衣類を取上げ、新入りにはほかの衣類を頭からかぶせておく。この措置には、新入りが取り乱して帯・ふんどしで首をくくるのを予防する意図もあると推測される。この文句は、入牢した翌朝、帯・下帯を締めさせる時に、これらを用いて首縊りしないように注意する文言である。

帯ふんとしのし付

「昨夜来」ゆふべきた新入、これ我がものか、<sup>〔物〕</sup>しゃは<sup>〔娑婆〕</sup>じゃあ<sup>〔何〕</sup>なんといふ、帯といふか、ふんとしといふか、よくきけ、<sup>〔娑婆〕</sup>しゃ<sup>〔帯〕</sup>じゃ帯ともふんとし<sup>〔帯〕</sup>ともいほ<sup>〔物〕</sup>ふが、御牢内じゃ名が替り、帯のことは長もの、ふんとし<sup>〔帯〕</sup>のことはほ<sup>〔細物〕</sup>そものといふぞ、それを向通りへもちていつて、いけぞん<sup>〔帯〕</sup>さいにふり廻し、当座の相囚人が首<sup>〔首〕</sup>てもくくると、われが下<sup>〔身〕</sup>手人に出にやならねへ、うぬがさ<sup>〔亂明〕</sup>うぬめい被仰付た御奉行様から、出牢証文の来るまでは<sup>〔肌身懸〕</sup>はだみはなさず、急度守りて居ろ

## (四) 新入、疊の端へ付事

入牢の翌日、新入りは向こう通りの疊の端に座らされ、四番役から牢内の法度を申聞かされる。これは、その時の文言である。向こう通りについては、第三節の(三)29旧江戸伝馬町牢獄内屋の図(図一〇)を参照されたい。

## 新入疊の端へ付事

ゆふ〔昨〕べ来た新入、牢の法度申付〔来〕、聞てをけ、牢は始〔来〕テか、元きたか、元〔来〕きても、初〔来〕テ来ても、疊〔来〕疊〔来〕疊〔来〕に格式あつて、六ヶ敷所だ、我〔来〕レがゆふべのめぐり込込所〔屋〕ハ、御戸前口共、獄や門ともいふ、あすこを入るかいなや、十も二十も三十も、ぶつてぶつほうり出して、する〔事〕こともさせる〔事〕こともあるが、拾〔事〕式人御役人〔以〕いたわりをもつてしもさせも被成ぬぞ、我〔来〕レが夕べ、ちよくら夜を明かし所〔落〕ハ、無宿の大牢のおち間だ、あすこへ這入ルがいなや、十日や廿日、五十日、百日で、上〔端〕ケる所じゃね〔端〕へが、牢内ハ先年々格式が有て、下座の牢人、上座の牢人、ご〔五器〕き口前の御牢人さん、あれもし〔婆〕ゃば〔婆〕じゃア、しん〔神〕び〔妙〕やうらしい若者立て、疊〔端〕のはしを御預被成、今朝また牢の御角役様御願申て、疊〔端〕のはし〔端〕へ出りやア、我が懸〔端〕りにや、本番本介番といふ役人の下知にしたがひ、あいあいといつてはたらかにやアならね〔端〕へ、はたらくとつて、し〔婆〕ゃば〔婆〕で小盗小どろぼう、ま木をわ〔箱〕つたり米をつ〔搦〕きたり、か〔替〕んさし〔替〕をもちてかけ出したり、そん〔端〕ないそがしい事じゃアね〔端〕へ、今に当るが、夜に一時の草履番、夫をしん〔神〕び〔妙〕やうに相守るべし、それもし〔婆〕ゃば〔婆〕の気せ〔節〕つを出して、向通り当座囚人を相手取、けん〔喧〕くハ口論かましき事をする〔盛〕と、御牢内格式の仕置申付る、牢内ハ段々仕置の多い所だ、も〔盛〕つ〔相〕そう仕置〔盛〕に海老手鎖、三足手鎖、さ〔箱〕やは〔探〕つ〔盛〕つ〔盛〕け、段々ぶ〔探〕つてぶ〔探〕ち廻し、またも仕置の多い所だ、われが御奉行様から、出牢証文の来る迄は、日に式本のも〔盛〕つ

相<sup>〔飯〕</sup> 座<sup>〔神〕</sup> 妙<sup>〔素〕</sup> 人<sup>〔深〕</sup> 知<sup>〔知〕</sup>  
 そうめしをくって、しんびやうにして居ろ、我もまだしろふとの事、白い黒いのふかしい御礼もしるめへ、我が懸りハ本番さん本番さん〔助〕の手筋を持って、牢人さん〔素〕にあって、御礼を申してもらへ、急度申付た、手を上けて、座に居ろ

ところで河竹黙阿弥『四千両小判梅葉』六幕目「伝馬町牢内の場」は、江戸小伝馬町の牢獄内のありさまを活写した作品として著名である。この作品の中に次のような一節がある。

富蔵 やい、手前は何所の者だ。

ぼろ へい、私は芝の新網で紙屑買をいたします、ぼろ八と申します者でござります。

A 富蔵 これ、爰は地獄の一丁目で二丁目のねえ所だ、是れより先に行く所はねえぞ。牢は始めてか、元来でもいつ来ても疊一疊一疊に格式があつてむづかしい、諸方で噂を聞いたであらうが日本一、三奉行よりおつかねえ西の大牢とは茲のことだ、うぬが今のめづり込んだ所はお戸前口牢屋門といふ所だ、命の蔓は何千何百両持って来た。

ぼろ 一把もって参りました。

B 富蔵 ええしみったれたな野郎だな、うぬがやうなすつてんのでけれんぼろは、碌な泥坊もしめえ、いつ来ても初めて来ても富貴な大牢、二千人三千人の悪党揃ひの色男、一把や二把は、娑婆ぢやあ一貫六百の通用するが、御牢内ぢやあ百か二百の通用にしかならねえ、御牢内へ来るにゃあ首の釣替がなけりや来られねえ。娑婆ぢやあ帯とも褌ともいふが、此牢内ぢやあ名が代り、帯は長物褌は細物だ、その細物を向う通りへ持って行きやあがつて、同座相囚人が首でも縊りやあ汝が下手人だ、その上御牢内には十二

人のお役人があって、楽の出来る所ぢやあねえ、それも本番さんに願って、永当永当働きやあ随分楽の出来る所だ、うぬが糺明仰せ付った御奉行様から、出牢証文の出るまできつと守つてゐろ。(『黙阿弥脚本集』より、傍線引用者)

右の一節は、西大牢で野州無宿富蔵が牢内役人(二番役)となつて新入りのしゃくりを行ふ有名な場面である。ちなみに、ぼる八が持参した命のツル「一把」は、金一分のことである。右の傍線部のせりふと酷似する文言を、『牢内深秘録』の中から三か所指摘することができる。すなわち、第一に(一)新入のしゃくりのうち、

うぬが<sup>〔汝〕</sup>ような大まご付は、夜盗もしゑへめへ、

という部分である。第二に(三)帯・ふんとしのし付のうち、

し<sup>〔袷〕</sup>やば<sup>〔襪〕</sup>じゃ帯ともふんとしともいほふが、御牢内じゃ名が替り、帯のことは長もの、ふんとし<sup>〔物〕</sup>のことはほ<sup>〔細物〕</sup>そも

のといふそ、それを向通りへもち<sup>〔持〕</sup>ていって、いけぞんさいにふり廻し<sup>〔振〕</sup>、当座の相囚人が首てもくくると、われ

が下手人に出にゃならねへ、うぬがきうめい被仰付た御奉行様から、出牢証文の来るまでは、は<sup>〔肌身離〕</sup>だみはなさず、

急度守りて居ろ

という部分である。第三に(四)新入疊の端へ付事のうち、

ゆふべ<sup>〔昨夜〕</sup>来た新入、牢の法度申付ル、聞てをけ、牢は始<sup>〔来〕</sup>テか、元きた<sup>〔来〕</sup>か、元きて<sup>〔来〕</sup>ても、始<sup>〔来〕</sup>テ来て<sup>〔来〕</sup>ても、疊<sup>〔疊〕</sup>者疊<sup>〔疊〕</sup>者疊に

格式あつて、六ヶ敷所だ、我レがゆふべのめづり込た所ハ、御戸前口共、獄や門ともいふ、

右の傍線部が、『四千両小判梅葉』と共通する部分である。Aの富蔵のせりふは一四〇文字あるが、そのうち五五文字が、『牢内深秘録』の(四)新入疊の端へ付事 の傍線部と一致し、その割合は三九パーセントである。Bの富蔵のせりふは二九八文字ある。そのうち、「うぬがやうな……(泥坊)もしめえ」の表現は、(一)新入のしゃくりの傍

線部と類似する。さらに一一五文字が、(三)帯・ふんとしてのし付の傍線部と一致し、その割合は三八パーセントである。要するに、『四千両小判梅葉』の一節と『牢内深秘録』の文言の一致点は、約四〇パーセントである。あるいは黙阿弥は、脚本執筆の資料として本史料を利用したのかもしれない。なぜなら、『四千両小判梅葉』の作者河竹黙阿弥は、『牢内深秘録』の旧蔵者黒川真頼と十分な面識があったからである。明治一六(一八八三)年に、黒川は黙阿弥・依田学海・小中村清矩・福地桜痴・関根只誠・川辺御桶らと語らって「考古会」を結成し、市川団十郎を後援して新作歌舞伎の題材を提供するため、団十郎宅で会合を重ねていた。そして『四千両小判梅葉』の初演は、明治一八(一八八五)年一月であった。但し、富蔵は五代目尾上菊五郎が演じた。しかしながら、この点について『黙阿弥脚本集』解説、河竹登志夫「解説四千両」(『名作歌舞伎全集』一二、東京創元社)など既往の文献によると、『四千両小判梅葉』の成立には、代言人で名興行師だった田村成義が深く関わり、その上演に寄与したとされている。

(五) 二番役同者挨拶之事

毎朝、隣接する牢の二番役同士でかわす挨拶の文言である。

式番役同者挨拶之事

是が御隣の式番役様、拟今朝も結構お天気につきまして、お互に朝声はやばやと相懸りまして、悦び御訴と仕まして、私の方名主、頭、御隠居、角役隠居、拙者下役人共つぶさに申きかせました

## (六) 食事のせつ

食事の節に、五番役がこの文言を言う。食事は、賄い所で囚人数に応じて食器（面通）に入れて打ち抜いた盛相飯で、各平囚人に一本ずつ支給される。汁も桶に入れて与えられる。張番が五器口から差入れる。牢内役人が牢内に食事（ヤッコミ）と知らせると、一同「ヤッコミヤッコミ」と連呼して応じた。掛りの牢内役人は、各平囚人へ盛相に汁をかけて渡した。ただし牢内役人の分は、別に膳立てされた。

## 食事のせつ

〔節〕

上座の浪人衆、まだも〔盛相〕そうも中下膳もろくにやア引ケますまへ、御隠居さん、隠居さん御願ひ被成て、御角役さんが座をらくにいろとおっしゃるから、らくに居ろ

## (七) 暁七時半より申事

囚人は、夜五ツ時（午後八時）頃から寝に付き、明七ツ時（午前四時）に起きる。その時に行う式を総立ち、あるいは膝直しと称する。この文言は、七ツ半時すなわち午前五時頃、五番役が人数数えと称して囚人数を点検するため、囚人を集める時の文言である。その際、囚人たちは、朝声をたてる。すなわち、西向きの格子の間から首を出し声を挙げる。そのあと牢内役人は、掛りの役人の世話で洗面し座に付く。それから、前夜雪隠で粗相をした囚人があれば、二番役に訴えて処分を受ける。雪隠での粗相については、キメ板で臀部を打つ。これを突き上げと称した。

暁七時半の申事

詰ろ詰ろ羽目通り、詰ろ詰ろ役人衆、浪人衆、詰の御番衆、詰洗ひ水をぶち〔込〕こんでハならんそや、詰ろ、羽目通り、詰ろ詰ろ、羽目通り、詰ろ詰ろ、夜か明る、御役人衆、御牢人衆、御牢内の法度書、ありありと見へてはならんそや、詰の羽目通り、こき〔五器〕口前の御牢人さん方、上座の牢人さんかた、下座の牢人衆、助番座助番座、目を覚して〔備〕かりよふぞや、詰ろ詰ろ惣役人衆、御牢人衆、御戸前の鍵もさや戸の鍵も、ちんやからりとな〔鳴〕ってはならんそや、詰ろ詰ろ羽目通り、詰りました詰りました、夜があげた

(八) 御役所の道筋(前述)

次に『牢内深秘録』の原本は、『獄秘書』(三田村鳶魚編『未刊随筆百種』一七所収)であろう。この書は、文政元年(一八一八)に、火付盗賊改渡辺孫左衛門の組同心福沢半次郎が、筆記した聞き書きであり、図版六点および本文五項目から成る。所在が確認された伝写本は、『牢内深秘録』のほか、慶應義塾大学図書館が所蔵する、天保五年(一八三四)一〇月下旬成立の『御牢内の話』のみである(向井健・原禎嗣『御牢内の話』、『三田評論』九四五号)。ゆえに、本史料は高い稀少性を有する。

巻末の奥書は、次のとおりである。

于時、慶応三卯年

晩秋初七写畢、

長山祐信藏

ゆえに本史料は、慶応三年晩秋(一八六七年九月)に筆写され、長山祐信が所蔵したものである。長山祐信は、長山

孝之助（樗園）の男子で、下谷二丁町に住んだ長山晋之助である。彼は、『文久文雅人名録』文久三年版（一八六三刊）によると、当時江戸において書家として知られた。名は祐信、字は子順、号は端齋と称した。その父長山孝之助は、下谷屏風坂下町に住んだ古学派の儒者で、画も巧みであった。『当時現在広益諸家人名録』天保一三年版（一八四二刊）、あるいは『安政文雅人名録』安政七年版（一八六〇刊）などによると、名は貫、字は一甫・子一、号は樗菴・樗園・藝台・小陶などと称した。また孝之助の男子には、釣五郎がおり、おそらく晋之助の兄と思われる。釣五郎は椿齋と号し、儒学・書画に長じた人であった。ちなみに本史料の筆写には、三人の人物が関わった。なぜなら、後半部の牢内関係条目第一条から書体が変わり、さらに第一八条から再び書体に変化しているからである。

参考までに、形態について説明する。装丁は袋綴で、表紙寸法は二五・八×一八・一センチである。各丁一行書で、三〇丁ある。書名の記載は、表紙左肩に題箋（寸法一九・五×三・四センチ、四周双边）が貼付され、「牢内深秘録 全冊」と書かれている。さらに表紙右肩に、旧蔵者の文学博士黒川真頼と思われる筆で「珍本」と記している。また前半部の牢法第八条の次に、やはり黒川と思われる筆で「巻之一終」と書き込みがある。

蔵書印は、第一丁めに次の四種が押捺されている。

「不羈齋図書記」（朱印）

「黒川真頼蔵書」（朱印）

「黒川真頼」（朱丸印）

「黒川真道蔵書」（朱印）

「不羈齋図書記」は、秋山恒太郎の蔵書印である。秋山は、天保三年（一八三二）五月、越後国長岡に生まれ、慶応義塾に学んだ。明治七年（一八七四）年一二月、明六社に格外員として新入会した。長野師範学校・浜松中学校・女

子高等師範学校および第三代東京師範学校の校長を歴任した。黒川真頼は、幕末・明治期に総合的国学者として活躍し、帝国大学文科大学教授などを歴任した。『黒川真頼全集』全六巻はか数多くの著作がある。また有数の蔵書家としても著名であり、旧蔵書の一部は、刑事博物館および明治大学図書館で保管している。真道は子息で、国学者として大正正間に活躍した。孫には、大審院判事黒川真前、最高裁判所柳川真文判事、高等裁判所柳川昌勝判事など法曹も輩出している。

### 三 『徳川幕府刑事図譜』における牢獄図

『徳川幕府刑事図譜』は、武家・庶民社会における種々の悪事、刑事犯の捕縛、小伝馬町牢屋敷、拷問、磔など徳川期の刑事罰、明治期の刑事裁判などを描いた折本形式の図集である。序文・凡例に続いて、前編・本編・附編の三段で構成される。原色の図版およそ七〇枚から成る。今日窺い知ることの困難な凄惨な近世刑罰史を、迫真の筆致で描写している点に価値が認められる。

細目は、次のとおりである。※印は、本節で引用した文章および図版を示す。

#### 内容細目

- ※ Preface (June 10, the 26 year of Meidi 1893 Author)
- ※ 徳川幕府刑事図譜序 (明治二六年三月 江馬春熙)
- ※ 徳川幕府刑事図譜序 (明治二五年一二月 旧江戸囚獄奉行第九世 石出帯刀直胤)

※ 徳川幕府刑事図譜序（明治二五年一二月 第九世 山田浅右衛門）

※ 徳川幕府刑事図譜序（明治二六年一月 東京府下千住小塚原回向院寮 八十翁院主 川口敬孝）

※ 凡例（明治二六年三月 編者）

徳川幕府刑事図譜本編

- 1 毒妓客を偽るの図
- 2 毒婦家に入るの図
- 3 強盗配分の図
- 4 賭博の図
- 5 姦商買占の図
- 6 姦婦毒殺を謀るの図
- 7 奥殿陰謀の図
- 8 姦婦継子を責むるの図
- 9 強賊遊興の図
- 10 安政年間勤王志士憂憤之図
- 11 （欠）
- 12 旧江戸千住小塚原刑場の図
- 13 捕縛の図（女の捕縛）
- 14 捕縛の図（捕縄のない緊急時の捕縛）

- 15 捕縛の図（十手の使用法）
- 16 捕縛の図（打ち込み・寄り棒・鉤繩の使用法）
- 17 捕縛の図（早繩の術）
- 18 捕縛の図（某藩重役の捕縛）
- 19 捕縛の図（二人同時の捕縛）
- 20 捕縛の図（凶悪犯のはしご捕り）
- 21 不義の娘、親に引渡されたる図
- 22 欠所の図
- 23 旧江戸市内自身番の図
- 24 大番屋留置所の図
- 25 大番屋下調の図
- ※ 26 旧江戸伝馬町牢獄門前之景（図八）
- 27 繩の掛け方の種類
- ※ 28 牢獄の略図（図九）
- ※ 29 旧江戸伝馬町牢獄内昼の図（図一〇）
- ※ 30 旧江戸伝馬町牢獄夜中の図（図一一）
- 31 旧江戸伝馬町牢内改番所申渡之図  
旧江戸伝馬町牢内死刑場之図

- 45 斬罪取片附の図  
 44 斬罪仕置の図  
 43 敲仕置之図  
 42 日本橋晒の図  
 41 遠島出船の図  
 40 入墨之図  
 39 入墨仕置の図  
 38 囚徒持ち運びの図  
 37 拷問の図（海老責）  
 36 拷問之図（算盤責）  
 35 拷問之図（釣責）  
 34 拷問之図（箒尻の使用）  
 33 白洲の図  
 ※32 旧江戸伝馬町牢獄より町奉行所へ呼出しの図（図一二）  
 旧江戸日本橋さらし場処略図  
 旧江戸小塚原及鈴ヶ森磔火刑仕置場略図  
 旧江戸伝馬町牢内の図  
 旧江戸伝馬町牢内切腹場の図

- 46 切腹の図
- 47 引廻しの図
- 48 獄門之図
- 49 御様之図
- 50 火刑之図
- 51 火刑取片附の図
- 52 磔刑之図
- 53 磔刑取片附の図
- 54 鋸引仕置の図
- 55 旧江戸品川鈴ヶ森刑場の図
- 徳川幕府刑事図譜附編 芬録（江馬春熙）
- 56 維新明治之図
- 57 現世市内警察署之図
- 58 現世監獄署之図
- 現世監獄之図
- 現世裁判所法庭之図
- 59 現世控訴院之図
- 現世大審院之図

60 現世懲役場之図

現世死刑絞台之図

※ 奥付（明治二六年九月印刷・発行 学知軒蔵版 画工兼編輯人 藤田新太郎 印刷人 太田義二 発行所 神戸直吉）

次に、序文および凡例を順に掲げ、本史料の成立事情を明らかにしたい。

PREFACE

Since a revolution of the first year of Meidi (1863) Japan had changed all the conditions of state, and is now at the wonderful Progress of civilization, so that it is administrated by the constitutional government. Long before the revolution Japan was governed by a Despotism of shoguns or Taikuns. The punishments of this time were very cruel, so as indicated by this picturebook. No longer Japanese almost memory these creulities, and therefore this has now become one of japanese history. The book is divided into three parts, each containing a blief explanation: 1. Committing the crims, 2 old Punishments by shoguns, which are the plincipal subject of this work, 3 Justices of our time: On comparing these facts you will understand how Japan is presently changing and civilizing its state.

June 10, the 26 year of Meidi (1893)

Author.

刑期于無刑、我皇祖家法也、而刑律之源、遠屬上古、伊弉諾尊斬軻遇突知、進雄尊斬八岐蛇、斬之始也、伊弉諾尊曰我日縊殺千頭、縊之始也、放盤船棄蛭兒、又逐進雄尊於根國、流也、火酢芹命得罪爲狗人、徒也、月夜見尊擊殺保食神、杖也、伊弉諾尊、又折桃枝投於雷、或云、其意近於笞、於是五刑既備、及中古、概因唐制、大寶中、大備律令、蓋當時人情、益使之要其備者歟、自嵯峨帝後、廢死刑者、二十一代矣、其治可想也、及源氏爲政、用笞杖徒三刑、而其餘皆廢焉、亂國以之治民、亦可想也、至北條氏末、加流死、其間有暴濫甚者、而古來刑之最慘酷者、莫若豊臣氏、氏專以軍法刑人、自大逆無道、至銖兩之罪、皆處斬、謂之一文斬、有梟首、鋸首、凌遲、磔、炮烙、鼎鑊、卒戮、及赭族等刑、凌遲、謂先斬其支體、次斷其吭、赭族謂夷一族也、至德川氏、用心刑獄、頗有所釐正、而今此圖譜所畫、至我明治、始廢之者也、嗚呼、以寃罪罹此刑者幾萬、誰得復不悚然哉、但常事之犯、自古有律、而犯國事者、不然、曰、汝布衣、敢誹上、無禮莫甚焉、則其罪也重矣、曰、汝下民、不禁愛國慷慨之心、誤而犯上、事雖科罪、其志可愍也、則其罪也輕矣、古來君相明暗之分、於是乎定矣、德川氏末路、志士明賢、亦多罹此慘刑、雖不覩効於生前、今也、可以瞑歟、抑刑期于無刑、而上古既不可期也、文明今日之世、律令屬科、人亦無屈其寃、而遂不可期於無刑、是法之大本、所以傾於究其精歟、嗚呼、我邦今日之法、亦得非基於罹德川氏慘刑者哉、余贊此圖譜編纂、專添力成之、作序冠之。

明治廿六年第三月

江馬 春熙 識

徳川幕府刑事圖譜序

今日の刑事を以て、往時幕府の時に比すれば、實に霄壤も啻ならざるなり、予の家、累代徳川幕府に仕へて、舊江戸傳馬町牢獄の事務を總裁し、當時累代の法規に隨て、其獄則を行ひしが、今にして之を追想すれば、轉

た其感に堪へざる者あり、嗚呼、時勢の變遷、夫れ此の如く、刑事の改良、亦爰に至りし歟、其囚徒の幸不幸は、果して何如ぞや、聊か一語を綴りて、序と爲し、以て編者に贈る

明治廿五年第十二月

舊江戸囚獄奉行第九世

石出帶刀直胤識

徳川幕府刑事事圖譜序

我家 累世幕府に奉仕し、刑罰の一なる斬罪の事を司る、當時實に我輩の祖先が、一閃電光の下に身首處を異にせしものハ、殆んど萬以上を以て、之を數ふべし、噫我家固より、罪人と私怨あるに非ず、豈に求めて斯の如きの不忍なる行を爲さんや、之を爲す者は、唯其職の已むを得ざるにある而已、故を以てか、曾て刑死者の、我家に怨恨を慫へし者なし、然れども、螻蛄蜂蟻の如き、猶且つ生を欲す、我輩職として斬首を爲せしとは雖ども、心中颯みて憐愍の情なきを得ん哉、依て一方に仙樂を製し、罪なくして妖死する者を救済し來れり、予に至りて、猶然り、然るに此頃、徳川幕府刑事事圖譜の著あり、編者人を介して、序を予に求めらる、取てこれを見れば、當時の狀殆ど親睹する者の如し、嗚呼我輩、祖先をして此聖世に遭遇し、此圖譜を過去の形見として見るを得せしめば、必ず亦感泣止む能わざらん歟

明治廿五年第十二月

第九世 山田淺右衛門識

徳川幕府刑事事圖譜序

拙僧 天保年間より、府下千住小塚原回向院寮の住職となり、徳川幕府の刑場を管理せしより、今に至りて、

殆んど五十有餘年に及べり、此長歲月の間、牢獄中の病死刑死に依りて、爰に埋葬し來りし者ハ、一として  
 拙僧の管理に關らざりし者なし、其數ハ、明治維新の時に至るまで、徳川氏專制の時に於て、毎年千人以上二千  
 人以下にして、特に弘化年間のごきハ、一時二千人以上に達せしことあり、今之を通算すれば、拙僧管理の下  
 に、其屍体を埋葬せし者ハ、少なくとも五六萬人に下らざるへし、又維新前、三十有餘年の間、拙僧の親しく臨み  
 て、磔刑、火罪、獄門、斬罪等の慘刑に處せられし者を目撃せしことハ、其數實に枚擧に遑あらず、斯く多くの  
 死亡者中、眞に大罪を犯し、天地に容れられざる大惡人、必ず多數なるべしと雖ども、時にハ犯罪死に至るまで  
 甚しからず、或ハ無辜冤罪にして刑戮に罹りし者も、亦決して少なからずとす、彼の幕府の末年に卒せしと  
 て、此原中に埋められし者等には、實に聞くに忍びざる憐むべき者甚だ多かりしなり、且安政以降、王室の衰  
 微を歎し、慷慨忠烈身を以て國家の犠牲に供し、空しく此刑場に一片の靈と消へて、其骨を埋めたるの諸士、  
 乃ち蓮田東藏、信田仁十郎、茅根伊豫之助、鶴飼吉右衛門、同幸吉、梅田源二郎、橋本左内、飯泉喜内、頼三  
 樹三郎、吉田寅次郎、僧月照の弟、僧信海、村田雷助、小林民部權大輔、大貫多助、日下部祐之助、宮田瀬兵  
 衛、佐野竹之介、有村治左衛門、山口辰之助、鯉淵要人、廣岡子之次郎、稻田重藏、齋藤監物、黒澤忠三郎、大  
 關和七郎、蓮田市五郎、森山繁之助、杉山彌一郎、金子孫二郎、岡部三十郎、森五六郎、關鐵之助、廣木松之  
 助、住谷悌之助、神鉞三郎、石井金四郎、千葉昇平、中嶋久藏、伊藤軍兵衛、佐久良靜、雲井龍雄、關氏の  
 妾伊能等、其他枚擧に遑なしと雖ども、是れ皆拙僧の曾て之を管理し、爰に其屍体を葬りし所なり、特に此  
 志士中、橋本左内、頼三樹三郎、吉田松蔭の三氏の如きハ、其屍体を土中に埋めしや、當時の志士來て、墓を  
 拙僧に建設せんことを謀りしより、拙僧ハ、奮て直に之を許せしに、此事忽ち幕府の忌諱に觸れ、當時の町  
 奉行黒川備中守ハ、拙僧を白州に呼出し、罪人の墓を建つるハ、天下法度の禁ずる所なり、咄汝恣に之を

許す、其罪免れ難しとして、拙僧に五十日の閉門を命じ、幕吏來て其墓を毀ちしことあり、今より當時を追懷すれど、實に尙昨日の如き感を生じ、轉た愴然に堪へざる所あり、抑々當時、此徳川氏の刑場たりし小塚原刑場の近傍へ、唯拙僧の現住する回向院の寮ありしのみにして、遠く一の家もなく、草木森々と繁茂して、悲愴の状況に迫り、特に夜間ハ一の行人もなく、唯悲雲慘月の此原中を照し來て、草虫の或ハ血露に泣き、野犬の或ハ遠く吠へて、爰に其肉を求め、凄風蕭雨の此院を敲き來て、暗に幽鬼の怨恨を訴へ、空しく中天に哀號するが如き聲の外へ、一も拙僧の耳邊に聞ゆる者なかりしが、今や此小塚原へ、全く舊態を變し、櫻花の候にハ、其花爛熳として春に笑ひ、人家ハ其檐を列ねて漸く市街を爲し、往來の行人をして、殆んど徳川氏二百餘年間の舊刑場たるを省みずして此地を過ぐる者多きに至らしめたり、是れ時勢の變遷とハ云へ、亦維新明治の徳澤に出づる所なり、拙僧今此圖譜を見るに、實に能く其慘刑の實況を寫し出だせし者にして、覺へずも無量追懷の感を發し、殆んど胸間に溢れんとする者あり、嗚呼、維新後今に至りて、僅々尙二十五年を経しのみ、其實際を目撃は、果して此圖譜に歸せし歟、果して此圖譜に歸せし歟

明治廿六年第一月於

東京府下千住小塚原回向院寮

八十翁 院主 川口 嚴 孝 識

凡例

一 本帖へ、徳川幕府に係わる歴史中の一畫報として、之を後世に遺さんが爲めに編輯したる者なり、但し徳川氏の制度へ、所謂民をして依らしむべし、之を知らしむべからずとの趣意に基きて、専ら秘密を主とし、

特に其刑事の如きハ、秘密中の最も秘密を極め、唯其役を勤むる者の外ハ、容易に知る能ハざりし者なれば、此畫報の如きハ、當時其役にありし某氏の秘藏せし刑事秘録等に依り、又ハ曾て實地に見聞せし者等を取捨し、万誤りなきを期するとハ雖ども、或ハ誤謬脱漏等の恐れなしとも云ひ難し、此の如きハ、他日亦更に訂正する所あるべし

一 本帖を分て、前編、本編及び附編の三段に區別す、編者ハ、始め此本編のみを輯めしに、或人編者に注意し、此本編のみを以て、徳川氏當時の慘刑を見るに足れりとするも、看官特に婦女子諸君の通覽に堪へざる所あるべし、凡そ善を好み、惡を憎み、其惡の惡報を受くるを見て、快と爲すハ、人間普通の情なり、故に人の惡事、乃ち其罪科を犯かすの圖畫數枚を前段に置き、聊か本編の始めに於ける捕縛の仕方を畫く所に照應するの工夫と爲さハ、幾分か之を見る人をして、其快を添へ、且つ其慘刑の有様を見るに就ても、其心を慰する所あるべしと云へり、編者も大に此説を可とし、爰に前編を置くことゝなしたり、但し此前編の末に於て、一の貧士が坐して慷慨憂憤するの狀一枚を加へしハ、特に安政以來、勤王愛國の志士にして、齊しく此慘刑に罹りし者多きを以て、聊か其冤魂を弔するの意に出でし所なり、幸に他の前編の繪圖に同視せざらんことを望む

一 本帖の拷問、死刑等の圖に於て、男女を併せ畫きしハ、徳川幕府の罪人を糺し、又ハ之を死刑に處するに於て、男女とも皆斯くせられたることを示す爲めなり

一 本帖の附編と爲して、明治今日の刑事裁判に係わる一二の圖畫を加へしハ、今より二十六年前まで實行し來りし徳川氏の刑事に比較して、聊か我聖代の鴻德に浴する一端を知らしめんが爲めなり、覽者爰に至て、亦思ひ半に過ぐる者あるべし

明治廿六年三月

編者識

図版は、内容的に三段に分けられる。前編は、1 毒妓客を偽るの図から、10 安政年間勤王志士憂憤之図までである。編者は、「人の悪事、乃ち其罪科を犯かすの図画数枚を前段に置き、聊か本編の始めに於ける捕縛の仕方を画く所に照応するの工夫」とした。「但し、此前編の末に於て、一の貧士が坐して、慷慨憂憤するの状一枚を加へしハ、特に安政以来、勤王愛国の志士にして、斉しく此惨刑に罹りし者多きを以て、聊か其冤魂を弔するの意に出でし所なり」という。

本編は、12 旧江戸千住小塚原刑場の図から、55 旧江戸品川鈴ヶ森刑場の図までである。「此本編のみを以て、徳川氏当時の惨刑を見るに足れり」と評され、本史料の中心部を形成する。13 捕縛の図（女の捕縛）から、20 捕縛の図（凶悪犯のはしご捕り）に至る捕物の描写には迫真性が見られる（前掲年報二三号一〇頁以下）。これらの原色図版は、いわば捕物帖の世界への案内役でもある。

江戸の社会では、じつにさまざまな捕物道具が考案され、巧妙な逮捕の術が発達した。十手（じって）は、室町時代後期に、捕縛用武器として流布していたが、その起源や普及には不明な点が多い。江戸町奉行所の与力・同心や目明しなどは、犯人を逮捕するため十手と捕縄を携行した。十手の長さは通常一尺五寸（約四五センチメートル）程度であるが、形状・材質はさまざまである。刑事博物館では、朱房付き十手・六角形十手・実戦用の打ち払い十手・簡略型十手である「なえし」、さらには変り種十手の数々を所蔵している（前掲年報二三号二二頁以下）。十手は軽量短小な武器であるから、これを効果的に使うには、技法の鍛錬が大切であり、数多くの十手術の流派が生まれた。しかし、伝承されているのは江戸町方十手術、竹内流などわずかな流派にすぎない。なお明治時代初期の古老の談話によ

れば、十手は「じつてい」と呼ばれたという。また20捕縛の図(凶悪犯のはしご捕り)に描かれた大型の袖搦(そでがら)み・突棒(つくぼう)・刺股(さすまた)を捕縛の三道具といい、関所や番所に常備されて、庶民に威圧感を与えていた。これらの道具は元來戰陣で使った武器を転用したものが多く、たとえば、竜のつめに似た竜吒(りゅうた)、前掲年報二三号三三頁)は、海上戦闘で使われた。鎌倉時代中期の元軍來襲を描いた『蒙古襲來絵詞』には、竜吒を担ぐ雑兵の絵がある。捕物道具は近年失われつつあり、その面白さや文化的意義を再評価する必要がある。

附編は、56維新明治之図から、60現世死刑絞台之図までである。編者が、表題の意義を逸脱し、あえて附編を設けた理由は、「二十六年前まで実行し来りし徳川氏の刑事に比較して、聊か我が聖代の鴻徳に浴する一端を知らしめんが為なり」という。

各図版の上欄には邦文、下欄には英文でそれぞれ簡略な説明文が付けられている。英文は、まま誤訳が見られる。しかし編者が、明治国家の文明開化事情を欧米諸国に周知させようとした意図は十分に汲み取れる。明治政府が、積年の国民的課題だった不平等条約の改正に成功したのは、奇しくも本書出版の翌年だった。すなわち、外相陸奥宗光の交渉が功を奏し、明治二七年(一八九四)七月、治外法権の廃止などを内容とする日英通商航海条約の調印に漕ぎ着けた。明治三〇年(一八九七)末までに各国と同様な条約を締結し、明治三二年(一八九九)七月に発効を見、ようやく治外法権の撤廃に成功したのである。

つぎに、牢獄内の景観を示す図版を掲げ、和英の説明文を引用し、本史料の更なる活用に資したい。

(一) 26旧江戸伝馬町牢獄門前之景(図八)

「とうまる籠」、一に網乗物と云ふ、大罪人を他所より江戸に送るとき、又ハ江戸より他所に送るときに用ゆ、罪

人手錠の上、足械（あしかせ）を附して、其内に坐せしめ、食時之節にハ、其「かご」の窓より握飯を与へ、夜中宿駅に泊るときも、其俣宿屋の板間に据置きて敲重に警護し、幾百里の道中と雖ども、両便の外ハ、昼夜とも決して外に出さず、士分以上の者ハ、尋常の駕籠を用ひ、網を被ふ。

The Outside view of gate of gaol

(一) 28 牢獄の略図 (図九)

旧江戸伝馬町の牢獄ハ、揚屋（あがりや）、百姓牢、大牢、女牢、子供牢等の別ありて、其数十三余ありたり。牢の格子を鞆（さや）と云ふ。外鞆ハ、杉を以て之を作る。高さ二間程、四寸角なり。中鞆ハ、床の上より高さ一間位、赤松を以て之を作る。三寸角なり。其格子と格子の間ハ、其柱の角に同じく。

The view of prison

(二) 29 旧江戸伝馬町牢獄内屋の図 (図一〇)

牢内囚人役名

名主 ○頭 ○隅役 ○隅の御隠居 ○上座の御隠居 ○仮座の御隠居 ○穴の御隠居 ○二番役 ○三番役 ○四番役 ○五番役 ○詰の本番 ○本助番 ○下座のはきそうじ ○詰のはきそうじ ○名役

客分ハ、牢頭又牢役人等に、兼ねて知己なりしか、又ハ沢山なる金銭等の土産を持ち来りし者ハ、聊か緩く坐すべき様、別段の処に置かるる者を云ふ。其他牢内の規則ハ、種々ありしと雖ども略す。

## The interior view of prison

(四) 30 旧江戸伝馬町牢獄夜中の図 (図一一)

牢内ハ、夜中一点の灯火なく、真の暗黒なり。昔しより、入獄のことを、暗き処に入れらるると云ふハ、夜中暗黒の処に起臥せざるを得ざるに由る。牢内に於て、囚人病氣に臥し、他の囚人の邪魔になりし者、又ハ囚人仲間に悪まれし等の者ハ、夜中暗に乗じて、之を殺せしこと多し。乃ち図の如く、落ち間に押伏せ、口に手拭又ハ衣類等を突込みて、呼息のならざる様なし、一人其上に跨がり、胸落の処に向て、尻餅をつくなり、或ハ蒲団に包み、夜中倒(さかさま)に立て置きて殺すことあり。

## Interior view of prison at night

(五) 32 旧江戸伝馬町牢獄より町奉行所へ呼出しの図 (図一二)

旧江戸伝馬町牢獄より、本石町に出で、金吹町を経て、本町一丁目を過ぎ、常磐橋門に入る。

## Sending out the prisoners from by call of the suprentendent office, or the bar

北町奉行所の白洲において吟味を受けるため、牢屋敷から連行される罪囚の図である。本石町は江戸初期、米穀商が集住したことに由来し、もとは石町(こくちょう)と称した。寛文年間頃、新石町(千代田区神田三丁目・鍛冶町二丁目)の成立に伴い、本石町と改称した。金吹町については、寛永承応年間の江戸切絵図に「ふきや」町、寛文年間以降の版に「金吹町」と記す。町名は、金貨を鑄造する金座の吹立所の所在に由来する。本石町、金吹町ともに、中央区日本橋本石町一〜四丁目のうちにあたる。本町は、天正一八年(一五九〇)九月徳川氏が最初に地副を行

った、江戸の大本の町の意である。今の日本銀行から東へ昭和通りまでの区域に、江戸城側から一と四丁目があった。江戸城大手門の真東に位置し、かつ諸街道の起点である日本橋に隣接した。中央区日本橋本町一と四丁目のうちにあたる。常磐橋門は、江戸城外郭の正門で、日光・奥州街道への出発点だった。千代田区大手町二丁目東側の常磐橋公園に隣接して、常磐橋門の樹形櫓門の石塁が残る。寛永八（一六三一）と宝永四年（一七〇七）および享保二（一七一七）と文化三年（一八〇六）までの間、門内に北町奉行所が置かれた。町奉行所は、江戸市中の武家地・寺社地を除いた町地および町人に関して、行政・司法・治安警察など万般を管轄した中心官庁だった。文化三年以降の北町奉行所の位置は、東京駅八重洲口の国際観光会館の北西側（千代田区丸の内一八）にあたる。南町奉行所は、享保四年（一七一九）以降、旧数寄屋橋門内に位置し、今の有楽町駅の南かつ有楽町マリオンの北側（千代田区有楽町二一八・九）にあたる。

参考までに、奥付は次のとおりである。

明治廿六年九月 日 印刷

明治廿六年九月 日 発行 定価 金壹円七十銭

画工兼 東京市芝区新桜田町十九番地

編輯人 藤 田 新太郎

印刷人 東京市神田区錦町三丁目廿四番地

太 田 義 二

発行所 東京市京橋区南紺屋町七番地

神 戸 直 吉



図 8(26) 旧江戸伝馬町牢獄門前之景

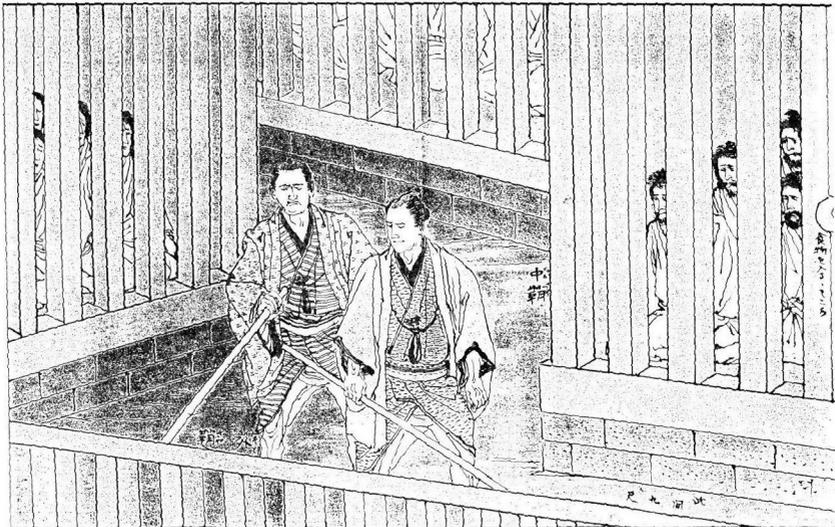


図 9(28) 牢獄の略図

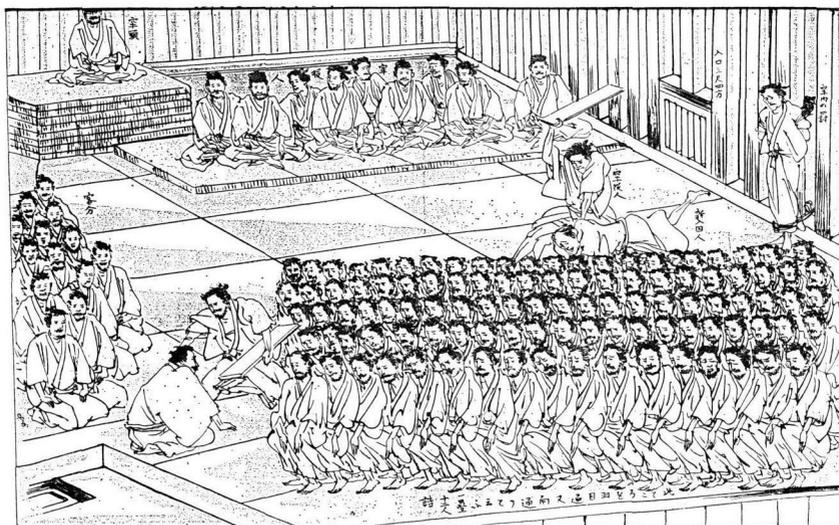


図10(29) 旧江戸伝馬町牢獄内昼の図

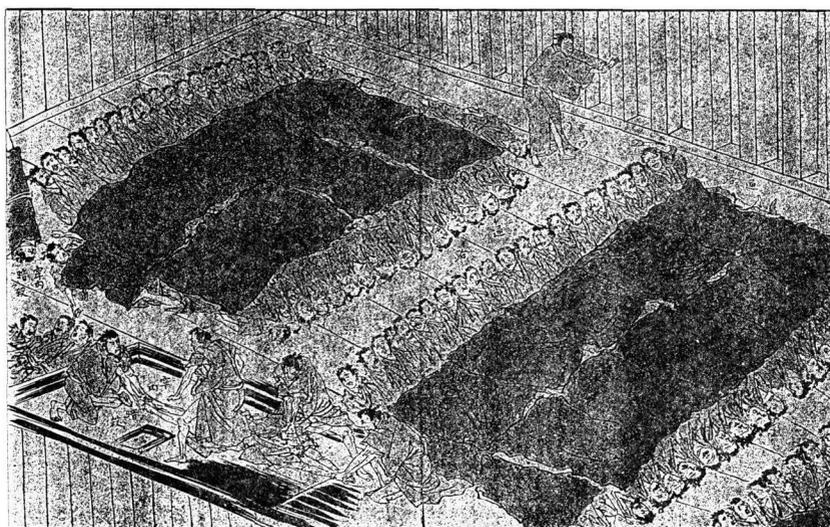


図11(30) 旧江戸伝馬町牢獄夜中の図



図12(32) 旧江戸伝馬町牢獄より町奉行所へ呼出しの図

本史料は、藤田新太郎の原画・編集、太田義二の印刷により、明治二六年（一八九三）九月、東京において神戸直吉が発行した。寸法は、縦二六×横一七・五センチの折本である。なお、復刻版として、書誌研究会編『徳川幕府刑事事図譜本編』（三崎書房、一九七二年五月）があり、稀観書となっている。しかし同書は序文、凡例、附編、和英の説明文を欠き、ままた誤植、落丁、乱丁が認められる。

#### 四 「御役所の道筋」異聞

第一節で紹介した「御役所の道筋」には、次のような異聞（異文）がある。

##### 御役所エノ道筋

御役所をさつてもふつき、大牢出るがいなや、前は塩町白銀町、色観音を横ニ見て、いせニはあらねどお玉池を通りぬけ、帯はメねど小柳町、うぬがこんじゃう（根生）筋かい御門、ここに一ツの名所有、さつても広き八辻が

原ヲ通りぬけ、亀井片岡いせ駿河台の、まつ角やしき、御役所は、丸ニ三ツ星とつてもつても御慈悲の深ひ、鬼も恐るる渡辺孫左衛門様と申上る

〔獄秘書〕、三田村編『未刊隨筆百種』

渡辺孫左衛門は石高一五〇〇石、駿河台の地に拝領屋敷を賜った旗本である。文化一三年（一八一六）七月から文政元年（一八一八）一〇月の間、火付盜賊改に任じられた。ゆえに右の一節は、牢屋敷から火付盜賊改渡辺孫左衛門の役宅へ至る道順を読み込んだ文句である。

さて史上もつとも著名な火付盜賊改といえは、長谷川平蔵である。平蔵の活躍ぶりを題材とした、池波正太郎の時代小説『鬼平犯科帳』は、ベストセラーとなった。右の「鬼も恐るる」の一節が、脳裏をかすめたため、小説家は、平蔵に鬼とあだ名したのかもしれない。鬼平が文学や演劇で人気を博しているように、平蔵は確かに捕物名人だった。しかし実在の平蔵は、単に悪に峻厳なだけの警察吏ではなかった。人となりや人足寄場創設の業績から見れば、まさに仏の形容こそふさわしく、その実像は、意外な程知られていない。彼の生涯や事跡については、拙稿「火付盜賊改役長谷川平蔵——真説『鬼平犯科帳』——」（『日本古書通信』第七八三号、五号、一九九四年一〇～一二月刊）で述べた。史実をたどると、明和元年（一七六四）一〇月平蔵の実父宣雄は、本所二ツ目（南本所三之橋通り）に一三二八坪余の拝領屋敷を賜った（『東京市史稿』市街篇二七）。その後、父が京町奉行在職中に死去すると、安永二年（一七七三）九月、平蔵は二九歳で家督を相続した。彼の家族は、妻（旗本大橋与惣兵衛の娘）、生母、長男宣義、次男正以、女子三人および父宣雄の養女二人、妹一人だった。ただし、次男は同族の長谷川栄三郎正満の養子となり、養女と妹は他家へ嫁いだので、長谷川家は六、七人でこの屋敷に居住したと思われる。天明七年（一七八七）六月、松平定信が老中に就任し、寛政の改革が始まった。同年九月平蔵は、火付盜賊改の加役を命ぜられ、江戸市中の治安

維持にあたった。当時四二歳位だった。初任七か月後の天明八年（一七八八）四月いったんその任を解かれるが、一〇月再任された。以来、寛政七年（一七九五）五月に五〇歳で死去するまでの八年間、長らく火付盗賊改の任にあつた。ゆえにこの間は、彼の屋敷が火付盗賊改役所として機能した。その後、平蔵の子宣義の代に至り屋敷替えが行われ、奇しくも同地は、「遠山の金さん」こと町奉行遠山左衛門尉景元の屋敷地となった。この地は、墨田区菊川町三丁目一六番地にあたる。しかしながら、牢屋敷から平蔵の役宅までの道筋を唱えた文句については、皆目手がかりを得ない。各位のご高教を願う次第である。

筆者 明治大学職員（刑事博物館）